

# 最新・中国法ニューズレター

-----第1号-----

発行者：上海董孝銘弁護士事務所  
所長・弁護士 董孝銘  
上海市南京西路881号  
静安新時代大廈13階10室  
TEL:021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

## 目次

- 法務解説 : 民事裁判の迅速化及び課題について.....  
P2
- 重要法規解説 : 市場監督管理総局の「企業信用リスク分類管理の推進と監督管理の効率の更なる向上に関する意見」.....

	P6
主要法令	: 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・・・・
	P7

## 法務解説

### 民事裁判の迅速化及び課題について

多くの当事者は、弁護士に相談すると、裁判にどれくらい時間がかかりますか？質問されることが多いです。裁判の当事者（または当事者になろうとする者）の気になることは当たり前です。本稿では中国の民事審理期限制度、問題点及び中日両国の民事訴訟のIT化の進展状況について概説していきます。

#### 一、中国の民事裁判のIT化への展開

##### 1, 民訴法の審理期限の規定

1982年に制定された民事訴訟法及び以前裁判所システムの民事訴訟手続きに関する内部規定には、審理期限に関する条文がなかった。この制度は1991年に公布された現行の民事訴訟法に現れてきた。民事訴訟法はそれ以降の司法実践の中で日増しに重視され、繰り返し強調されるようになった。

中国の裁判所は一審民事事件を審理するには中国民訴法第161条、162条及び民訴法解釈258条の規定に従い、簡易手続きで、審査は3ヶ月であり、3ヶ月以内に審理を終えない場合には、一般手続きに移行して審理を継続します。普通の手続きで、審査は6ヶ月であり、特殊な状況があって延長する必要がある場合には、裁判所所長が承認し、6ヶ月延長することができると規定している。

裁判所は二審民事事件を審理するには、普通の手続を一律に適用し、判決の控訴事件に対して、審査期限は3ヶ月であり、特殊な状況があって延長する必要がある場合には、裁判所所長が承認する必要がある。

但し、民訴法第270条により、裁判所が涉外民事事件を審理する期間は、本法第149条、第176条の規定の制限を受けないとしている。

2002年1月1日から施行された「最高裁事件審査制限管理規定」の第10条により、涉外、涉港、澳門、台湾民事事件は審理が終わった後3ヶ月以内に事件を解決しなければならない。特別な状況があり、延長が必要な場合は、院長が承認すると決められている。

2021年12月24日、改定された民事訴訟法の第168条により、裁判所は小額訴訟の手続を適用して事件を審理するには、立件の日から2ヶ月以内に審理しなければならない。延長が必要な場合は、裁判所院長の承認を得て、1ヶ月延長することができる。

##### 2, 裁判所の情報化システムの構築

最高裁の発表によると、ここ数年来、全国3520の裁判所、9238の裁判法廷と39の海事裁判所の派出法廷はすべて裁判所の専用ネットにリンクし、データを核ととする情報化3.0版を完成した後、知識を中心とした情報化4.0版の目標を打ち

出し、今後、アップグレードされたオンライン訴訟は、5G遠隔裁判、VR還元現場、顔の情緒認識などを実現し、電子証拠の鑑別難題を解決するためにブロックチェーン技術を応用し、司法ビッグデータ統合に基づくスマート審判補助も導入される見込みである。

裁判手続のIT化は、第4世代へ進んでいくとは言え、一部の地裁は、ネット立件という名前だが、名実相伴わなく、現場立件よりも面倒だ。高齢者、障害者のネット操作が不便で立件できず、またシステムが不安定で立件審査を通過できないという問題が発生し、当事者に便利さを享受させなかつただけでなく、裁判官の仕事を増やし、訴訟の効率を低下させた問題が起きた。

### 3、審理期限制度の問題

最高裁の公表によると、2020年に全国の裁判所が受理した事件は3000万件を超え、そのうち民事事件の割合は55%に達し、裁判官の年間一人当たりの事件処理数は225件に達し、一部の裁判所の裁判活動の圧力が大きく、事件の積み重ね、審理周期の長さ、人員の不足などの問題があると明らかにした。実際に「北京上海広州」、長江デルタ、珠江デルタ地区の多くの裁判所では、裁判官の1人当たりの年間事件処理数は約400件余り、一部の地域では500件を超えた。裁判官は、「一つの事件を片付いた後、次の事件に取り込んでいく」という理想的な状態はとっくに存在しておらず、百件以上の未決事件の中で、調停、送達、ファイル閲覧、聴聞、裁判、合議活動を交互に展開し、残業徹夜して判決文を書く「平行作業、複数進行」をすることこそ、その裁判官業務の常態であると言える。ほとんどの裁判所では、審理期限に関する法律規定が確実に守られているかどうかを非常に重要視しているだけでなく、このような審理期限を超えた割合を裁判官の業務査定と結びつけている。

一部の地裁は処理効率を高めるために、受理したすべての事件をまず簡易手続きにし、期限通りに事件を審決することが難しい場合には、普通手続きに移して審理した。また、年末になると裁判所が審理期限を急いで、できるだけ早く事件を消化する指標を達成するために裁判官は残業して、過負荷でも業務の対処に追われ、事件の処理が粗雑すぎて、審理の質が下がる恐れのある問題が生じた。これらは、直接的な原因が審査期限であるとは限らないが、審査期限からの圧力は少なくとも不利な影響を与える重要な要素の一つである。

## 二、日本の民事裁判迅速化への取り組み

### 1、裁判の迅速化に関する法案整備

2001年12月、内閣に総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする司法制度改革推進本部を設置し、司法制度の構築に取り込んだ。これを受けて、司法制度改革推進本部事務局は2002年11月27日から同年12月27日まで裁判所における手続の迅速化に関する意見募集を行い、裁判長期化の弊害で裁判迅速化促進法案を早急に成立させるべきと、審理期間の短縮により拙速の問題が生じるとの賛否両論を含まれる141件の意見が寄せられたことを踏まえ、裁判の迅速化等を図る目的で2003年に関係者に2年以内の第1審理終了に向けた努力義務を課する「裁判の迅速化に関する法律」（以下、同法という）が制定された。

同法は、司法を通じて権利利益が適切に実現され、司法がその役割を十全に果たすためには、公正かつ適正で充実した手続の下で裁判が迅速に行われることが不可欠であることから、第一審の訴訟手続をはじめとする裁判所における手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待に答える司法制度の実現に資することを目的としている（同法1条）。これにより、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること、ならびにこれを支える制度および体制の整備を図ること（同法2条1項）。

裁判迅速化法は、裁判の迅速化の現状を検証して、その結果を2年ごとに国民に公表することを最高裁判所に求めている（同法8条）。

2021年7月30日に、最高裁事務総局は、「裁判の迅速化に関する法律」に基づき「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第9回）」を公表し、地裁の民事第一審査通常事件の終局区分における2019年、2020年の判決が出る事件は、それぞれ全体の43.7%、43.2%であり、そのうち18.8%、19.8%が相手方（被告）が出てこない欠席判決、和解が38.5%、35.3%で、全体の3分の1程度を占め、取り下げが14.8%、18.2%と明らかにし、また、民事訴訟（第一審）にかかる期間（平均審理期間）について、2020年は9.9か月間、2016年の8.6か月間からずっと増加してくる傾向が示されている。

また、標記報告書によれば、裁判所における未済事件の滞留件数が2016年の100226件から2020年の114740件まで増加し、民事第一審通常訴訟の新受件数が2019年の134935件から、2020年の133427件までやや減少した。

## 2. 裁判手続のIT化の進展

日本では1996年に改正された民事訴訟法によって電話会議やテレビ会議の活用が開始され、2004年の民事訴訟法改正により2006年に支払督促手続についてオンライン申立て等を可能とするオンラインシステムが導入された。但し、オンラインでの訴えの提起や準備書面の提出などの進展は見られない。2017年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017」を受けて、同年10月、内閣官房・日本経済再生本部の下に「裁判手続等のIT化検討会」が発足し、民事裁判手続のIT化に向けた動きが加速し、2020年2月から、東京地裁を含む一部の裁判所において、「ウェブ会議等ITツールを活用した争点整理」の運用が開始されることになった。

2021年3月11日に開催された法制審議会—民事訴訟法（IT化関係）部会（第10回）に配布された参考資料1-2では「民事裁判手続等のIT化と同時に必要な改革で国際競争力の高い民事司法制度を実現するという観点からは、現行の手続の一部を単にITに置き換えるに止まらず、計画的かつ適正迅速な裁判の実現に向けて、現行の手続につき、法制面からの見直しを図るほか、運用面の抜本的改善に向けた取組がなされる必要がある。」と、議事要旨では「現在は、特に韓国あるいは中国の裁判手続のIT化については、もう第2世代、第3世代と、システムを改良していく段階にあり、その中で非常に重要な焦点になっているのが、スマホでどのように裁判手続のIT化をより迅速化していくかということだ」と指摘されている。

2022年1月28日付朝日新聞デジタル記事によると、民事裁判を提訴から判決まで全面的にIT化する内容の答申案を法制審議会—民事訴訟法（IT化関係）部会が2022年1月28日まとめた。訴状などのオンライン提出や、口頭弁論などへのウェブ会議での参加を可能とすることが柱である。裁判の迅速化や利便性の向上に加え、国際紛争への対応強化を図る狙いがある。2月に予定される法制審総会での答申を経て、法務省は民事訴訟法などの改正案を今の通常国会に提出する方針。セキュリティー対策も講じたうえで2025年度の全面実施を目指すものとする。

### 3、民事訴訟の期間制限への賛否

2020年2月より、東京地裁などの一部の裁判所によるWeb会議等のITツールの利用と日弁連の「民事裁判手続等IT化研究会」の報告書への意見書の公表に対して、弁護士ドットコムでは、2020年7月17～31日弁護士を対象に民事裁判手続のIT化が与える影響に関してインターネット調査を実施し、182人からの有効回答があり、民事裁判手続のIT化の賛否を聞くと、「賛成」は58.2%、「懸念はあるが、おおむね賛成」は30.2%と、賛成派は計9割近くに対して、「反対」は2.7%、「良い点はあるが、基本的に反対」は4.4%と、反対派は計1割弱である。民事裁判手続のIT化のメリットを尋ねると、「遠方の裁判所への出頭労力が削減される」が90.1%と最も多く、次いで「紙媒体の書面や証拠の準備、持参や郵送の費用・時間・労力が削減される」が83.0%である。他方、「本人訴訟の際の市民の司法アクセスが改善される」は4.4%に止まり、「2割司法と呼ばれる市民の司法アクセス問題と解消と、裁判のIT化を結び付けて考える弁護士は少数派」（同調査）であることが明らかにした。

法務省の公表では法制審議会—民事訴訟法（IT化関係）部会第9回会議（2021年2月19日開催）において、「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。その中で、訴訟の審理期間を6か月に制限する「新たな訴訟手続」の新設が提案され、甲案・乙案の2つの具体的な制度案と、いずれの制度も新設しないとする丙案が示された。中間試案については2～5月のパブリックコメント（意見公募）では、268件意見が出され、そのうち、期間限定訴訟の導入に賛成する意見は少なく、消費者団体や労働団体、各地の弁護士会などから多くの反対意見が寄せられた。

しかし、上記結果にもかかわらず、法制審部会事務局は、2021年10月15日、（IT化関係）部会に対して、「新たな訴訟手続」を見直した案（以下「修正案」という）を提案した。修正案は、賛成意見が少数に留まった従来の甲案と同じくされたことに大きな問題があると認識した各地の弁護士会、消費者団体などより「新たな訴訟手続」の新設及び修正案に反対する声明は相次いで出された。

### 三、結び

1、中国と日本の裁判制度は、それぞれの歴史的あるいは社会的背景の下に成り立っており、制度の構造自体が異なっている。また、制度及びその運用の背景にある価値観や訴訟観も異なるものと考えられるため、表面的な統計数値を捉えて単純に両国の司法状況を比較することは妥当ではない。

2, 中国の審判期限制度は実施されてから30年以上経ち、当事者主義構造への転換中に、裁判所と裁判官の審理効率を優先にし、審理期限の不確実性によって齎された裁判官の自由裁量権の乱用などその制度上問題について理論界でも実務界でも異なる声相次いでおり、その見直しを民事立法議題に盛り込む時期がいずれ来るだろう。

3, 中国は2006年民事訴訟法等の改正にあたって、日本に対してその知見を提供して欲しいとの支援要請を行った経緯からみれば、今日の日本民訴法改革も今後中国における司法改革に有益な示唆を与えるものと思われる。

4, 今日、日本の裁判のIT化に向けた法制審議会での民事訴訟法改正に関する具体的な議論が行われ、全面IT化が実現されるには、立法化に向けた検討作業が進められることが求められる。その法改正が実現すれば、従来の紙の書面でのやりとりを原則としてきた民事裁判の大きな転換点を迎えるだろう。

## 重要法規解説

### 「企業信用リスク分類管理の推進と監督管理の効率の更なる向上に関する意見」

2022年1月13日、市場監督管理総局は「企業信用リスク分類管理の推進と監督管理の効率の更なる向上に関する意見」(以下「意見」と略称する)を配布、実施することを決めた。本稿では16条で構成されている「意見」の主な内容について以下の通り説明します。

#### 一、背景

ここ数年来、全国の企業数の増に伴い、ニュービジネスモデルは盛んに発展し、従来の監督管理方式は新しい情勢に対応することが難しく、監督管理方式を転換し、企業信用リスク分類管理を実施し、差別化の監督管理の効率を高める必要があるとして「意見」が公表された。

#### 二、企業と信用リスクの分類

「意見」はまず、市場監督管理総局は全国範囲内の企業信用リスク分類基準の相対的な統一を実現し、各省クラスの市場監督管理部門は管轄区の企業に対して信用リスク分類を実施する。次に、企業信用リスク情報を集約する。最後に、各省の市場監督管理部門が企業信用リスク分類情報化システムを建設し、管轄区内の各企業の信用リスクスコアを自動的に計算し、信用リスクが低い(A)、信用リスクが一般的な(B)、信用リスクがかなり高い(C)、信用リスクが高い(D)の4種類に分け、分類結果は監督管理データを配置する内部参考根拠として、企業に対する信用評価ではなく、あくまでも公正な監督管理の下で公平な競争、優勝劣敗を促すためである。

### 三、リスク管理システムの確立

「意見」によると、各省クラスの市場監督管理部門は2022年末までに企業信用リスク分類管理メカニズムを確立し、2023年末までに、企業信用リスク分類管理と専門分野の監督管理の有効な結合を実現し、3年間をかけて、市場監督管理システムが企業信用リスク分類管理を全面的に実施することを目指す。企業の信用リスク分類は、市場監督管理の各専門分野の企業の等級分類に代わるものではないと明らかにした。

### 四、企業信用リスク分類の運用

「意見」は主に企業信用リスク分類結果の4つの運用を規定している。1、企業信用リスク分類結果に基づいて抜き取り検査の割合など検査方式を調整し、効率を高める。2、企業信用リスク分類結果を直接使用するか、企業信用リスク分類管理モデルを参考にして、食品、薬品、特殊設備などは人民大衆の生命財産の安全に直接関係し、社会リスクなどが高い重点分野に対して、業界のリスク制御と企業信用リスクの分類管理を統一し、協業を強化する。3、新しいビジネスモデルの企業に対して有効な監督管理を模索・実施する。4、各級市場監督管理部門は企業に適時にリスク注意を喚起し、法に基づいて誠実に経営するよう指導する。

### 五、企業信用リスクに対する監視警報

各省レベル市場監督管理部門は企業信用リスク分類指標体系の中から企業信用リスクと関連度の高い重点指標項目をいくつか選択し、リアルタイムの監視を行い、企業リスクの隠れた危険性を早期に発見し、処置し、また高いリスク区域と高いリスク業界を早期に発見し、指向性抽出検査、特定項目検査などの措置を取り、リスクをタイムリーに解消し、受動的な監督管理から積極的な監督管理への転換を実現する。

## 主要法令

No	法 律 名 称	施行日
1	市場監督管理総局の「企業信用リスク分類管理の推進と監督管理の効率の更なる向上に関する意見」（『重要法規解説』をご参照下さい）	2022/01/13
2	財政部、国家税務総局の「年間一回性賞与等個人所得税優遇政策の継続実施に関する公告」	2021/12/31
3	商務部、税関総署の「輸出許可証管理貨物目録（2022年）の配布に関する公告」	2021/12/31
4	財政部、国家税務総局の「外国籍個人手当等の個人所得税優遇政策の継続実施に関する公告」	2021/12/31

5	最高裁の「司法機能の役割を十分に発揮し中小・零細企業の発展を助力することに関する指導意見」	2022/01/13
6	国家知識産権局の「商標登録申請快速審査方法(試行)」	2022/01/14
7	国家発展改革委員会など部門の「「グリーン消費促進実施案」の配布に関する通知」	2022/01/18
8	最高裁弁公庁、人的資源社会保障部弁公庁の「労働人事紛争オンライン訴調ドッキングメカニズムの確立に関する通知」	2022/01/19
9	財政部国家発展改革委員会工業・情報化部等の「越境電子商取引小売輸入商品リストの調整に関する公告」	2022/01/28

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）